

# 各務原市初回産科受診料支援事業

R6.4

低所得世帯の妊婦さんが、妊娠の診断を受けるために産科医療機関を初回受診する際に必要な費用の一部を助成します。

## 対象者

各務原市に住所を有し、市販の妊娠検査薬で陽性を確認した市町村民税非課税世帯（\*）の方で、以下の要件に該当する方

要件①：所得判定のため、市が世帯の課税状況について確認することに同意する方

要件②：妊婦健康診査の受診医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健診受診状況や家庭の状況等を含む）を共有することに同意できる方

\* 5月31日までに申請又は受診の場合は前々年度所得、6月1日以降に申請又は受診した場合は前年所得で判定

※ 受診及び申請の時点で、各務原市に住所を有する方が対象です。

## 助成の対象となる費用

妊娠判定に要する問診、診察、尿検査、超音波検査（必要に応じて実施）の費用

※ 初回の妊娠判定に要する保険適用外の費用に対してのみ助成の対象となります。（妊娠と判定されなかった場合や、保険診療になった場合は、助成の対象外になります。）

## 助成額・助成回数

1回の妊娠につき、10,000円を上限額として、1年度内で2回まで

※ 実際に支払った費用と上限額を比較して、低い金額が助成額となります。

※ 費用が上限額を超えた場合は、超えた分の費用は自己負担になります。

## 申請方法など

助成方法	医療機関窓口での助成 <医療機関窓口で 初回産科受診料を助成する方法>	償還払い <医療機関へ支払った 初回産科受診料を償還する方法>
申請方法	受診前に下記窓口にて受診券交付申請	受診後に下記窓口にて償還払申請
申請時の 持ち物	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人確認書類</li><li>・世帯全員分の所得課税証明書</li><li>(1月1日時点で各務原市に住民登録がない 市町村民税非課税世帯の方のみ)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・受診券（事前に受診券の交付を受けた方のみ）</li><li>・母子健康手帳</li><li>・領収書及び診療明細書 (妊娠判定に要した受診費用がわかるもの)</li><li>・振込先が確認できるもの</li><li>・世帯全員分の所得課税証明書</li><li>(1月1日時点で各務原市に住民登録がない 市町村民税非課税世帯の方のみ)</li></ul>
受診方法	市が交付した受診券を委託医療機関に 提出して受診し、医療機関窓口にて費用 助成を受ける	
申請期限		受診日から3か月以内に申請

## 【申請窓口・お問い合わせ】

各務原市子ども家庭支援課 こども家庭センター（市役所1階）TEL 058-383-7204